

にすること、②基本法にのっとり、総合的施策の全体像を盛り込んだ基本計画を作成すること、③基本計画に従ってさまざまな施策を、期限を定めて着実に実行していくこと、が必要である*3」とされた。

その後、自民党と公明党との間で設置された犯罪被害者等基本法案プロジェクトチームでの検討、民主党との協議を経て、同年11月17日、第161回国会衆議院内閣委員会におい

て、犯罪被害者等基本法案を委員会提出法律案とすることが決せられた。同法案は、11月18日に衆議院本会議で全会一致で可決され、参議院送付後、11月30日の参議院内閣委員会での審議・採決を経て、翌日の12月1日に参議院本会議で可決、基本法が成立、同月8日に公布され、翌年の平成17年4月1日、施行された。

2 基本法の概要

基本法は、

- ①犯罪被害者等のための施策に関し、
- ②基本理念を定め、
- ③国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、
- ④犯罪被害者等のための思索の基本となる事項を定めること等により、

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としている*4。

基本法に基づき、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する次に掲げる事項についての基本的な計画を定めなければならないこととされた。

- ・総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

- ・犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本法は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開していくための基本構想及び必要な基本的施策を条文化するものであり、犯罪被害者等の視点に立って施策を展開し、その権利利益の保護を図る過程の第一段階として位置付けられる。基本計画は、その第二段階として、今後一定の期間内に構築すべき施策体系の具体的設計図と工程を示すものであり、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を基に、これらをいかに満たしていくかという視点で検討・策定され、個別具体的な施策の着実な実施を図っていくためのものである。

(*3) 自民党司法制度調査会「犯罪被害者のための総合的施策のあり方に関する提言」(平成16年6月15日)

(*4) 基本法にいう「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し(基本法第2条)、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきである。

犯罪被害者等基本法の概要

目的（第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護）
犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

対象（第2条：犯罪被害者等）
犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

基本理念（第3条）
犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等（第4～7条）

基本的施策（第11～23条）

基本的施策

相談及び情報の提供等（第11条）
損害賠償の請求についての援助等（第12条）
給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
居住及び雇用の安定（第16～17条）
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
国民の理解の増進（第20条）
調査研究の推進等（第21条）
民間の団体に対する援助（第22条）
意見の反映及び透明性の確保（第23条）



犯罪被害者等基本計画

総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本法施行に伴い、内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）が置かれた。推進会議は、

- ・犯罪被害者等基本計画の案の作成
- ・犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議
- ・犯罪被害者等のための施策の実施の推進
- ・犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視

を行うこととされ、また、関係府省庁は、推

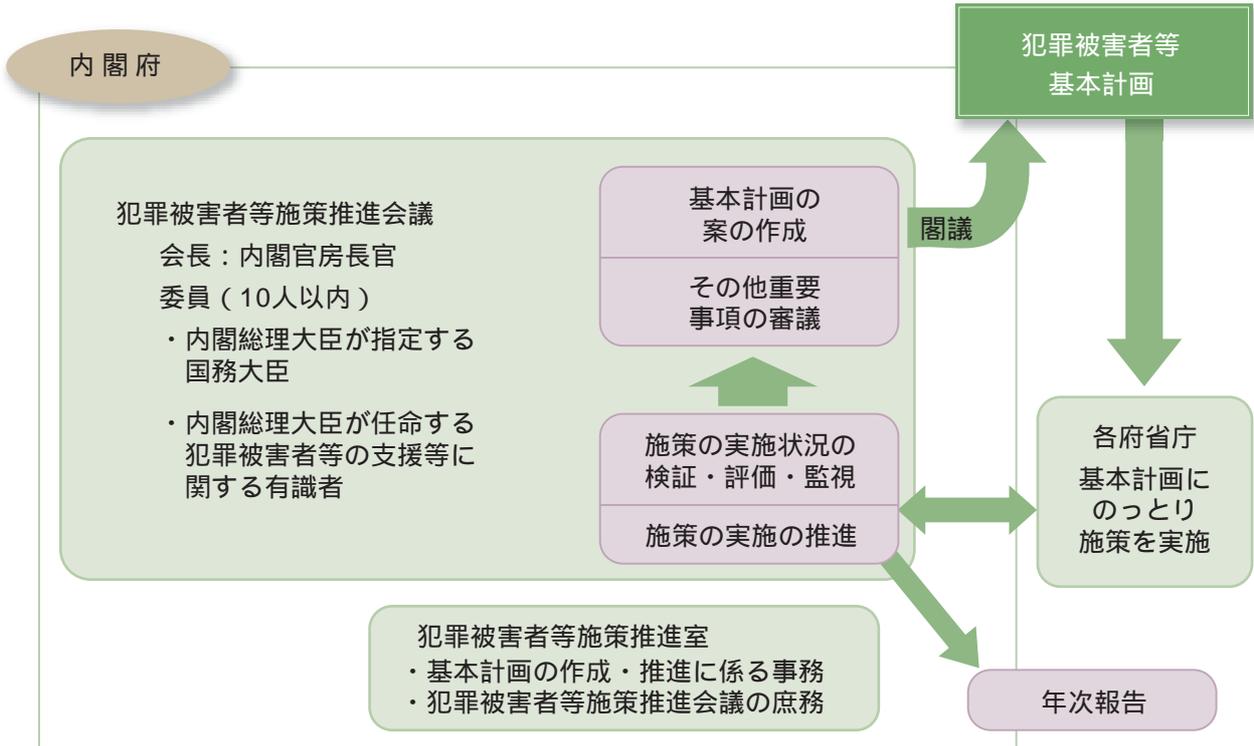
進会議を活用しながら、連携を図ることとされた。

推進会議は、会長（内閣官房長官）及び委員10人以内をもって組織し、委員は、

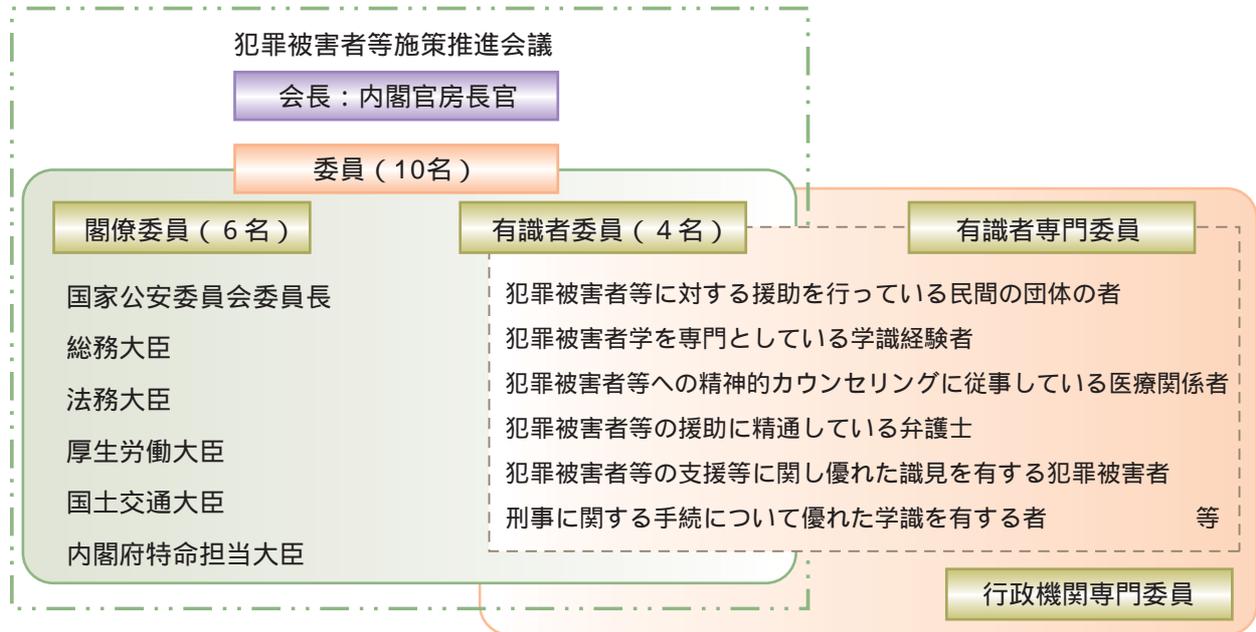
- ・内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- ・犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

が充てられることとされた。また、これら10

政府における犯罪被害者等のための施策の推進体制



犯罪被害者等施策推進会議の組織について



人の委員のほか、専門の事項を調査させるため、関係行政機関の職員及び有識者のうちか

ら専門委員を任命することができることとされている。